

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和5年4月18日作成)

法令名	北海道立北方四島交流センター条例
根拠条項	第11条
処分の概要	承認の取消し等
法令の定め	<p>○ 条例</p> <p>第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) この条例若しくは、この条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。</p> <p>(3) 第8条第2項の（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。</p>
処分基準	法令の定めによる。
処分担当課	北海道立北方四島交流センター (電話番号：0153-23-6711)
問い合わせ先	総務部北方領土対策本部北方領土対策課啓発係 (電話番号：011-204-5069)
備考	(公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/hopporyodo/nihorokijun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/hopporyodo/nihorokijun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和5年4月18日作成)

法令名	北海道立北方四島交流センター条例
根拠条項	第14条第2項
処分の概要	特別利用の承認の取消し
法令の定め	○条例 第14条 2 指定管理者は、前条の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、同条の承認を取り消すことができる。
処分基準	定めていない。 (あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため。)
処分担当課	北海道立北方四島交流センター (電話番号：0153-23-6711)
問い合わせ先	総務部北方領土対策本部北方領土対策課啓発係 (電話番号：011-204-5069)
備考	(公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/hopporyodo/nihorokijun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/hopporyodo/nihorokijun.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和5年4月18日作成)

法令名	北海道立北方四島交流センター条例施行規則
根拠条項	第2条、第3条
処分の概要	入館の制限
法令の定め	<p>○ 条例</p> <p>第2条 指定管理者は、北海道立北方四島交流センターの秩序を乱すおそれがあると認められる者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができる。</p> <p>第3条 入館者は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、特に次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 建物、附属設備又は交流センターが収集し、保管し、若しくは展示する資料（以下「交流センター資料」という。）を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(3) 指定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。</p> <p>2 指定管理者は、入館者が前項の規定に違反したことにより交流センターの管理運営上支障があると認めたときは、当該入館者に対しては、交流センターの利用を制限し、又は退館させることができる。</p>
処分基準	定めていない。 (あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため。)
処分担当課	北海道立北方四島交流センター (電話番号：0153-23-6711)
問い合わせ先	総務部北方領土対策本部北方領土対策課啓発係 (電話番号：011-204-5069)
備考	(公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/hopporyodo/nihorokijun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/hopporyodo/nihorokijun.htm</a> )